

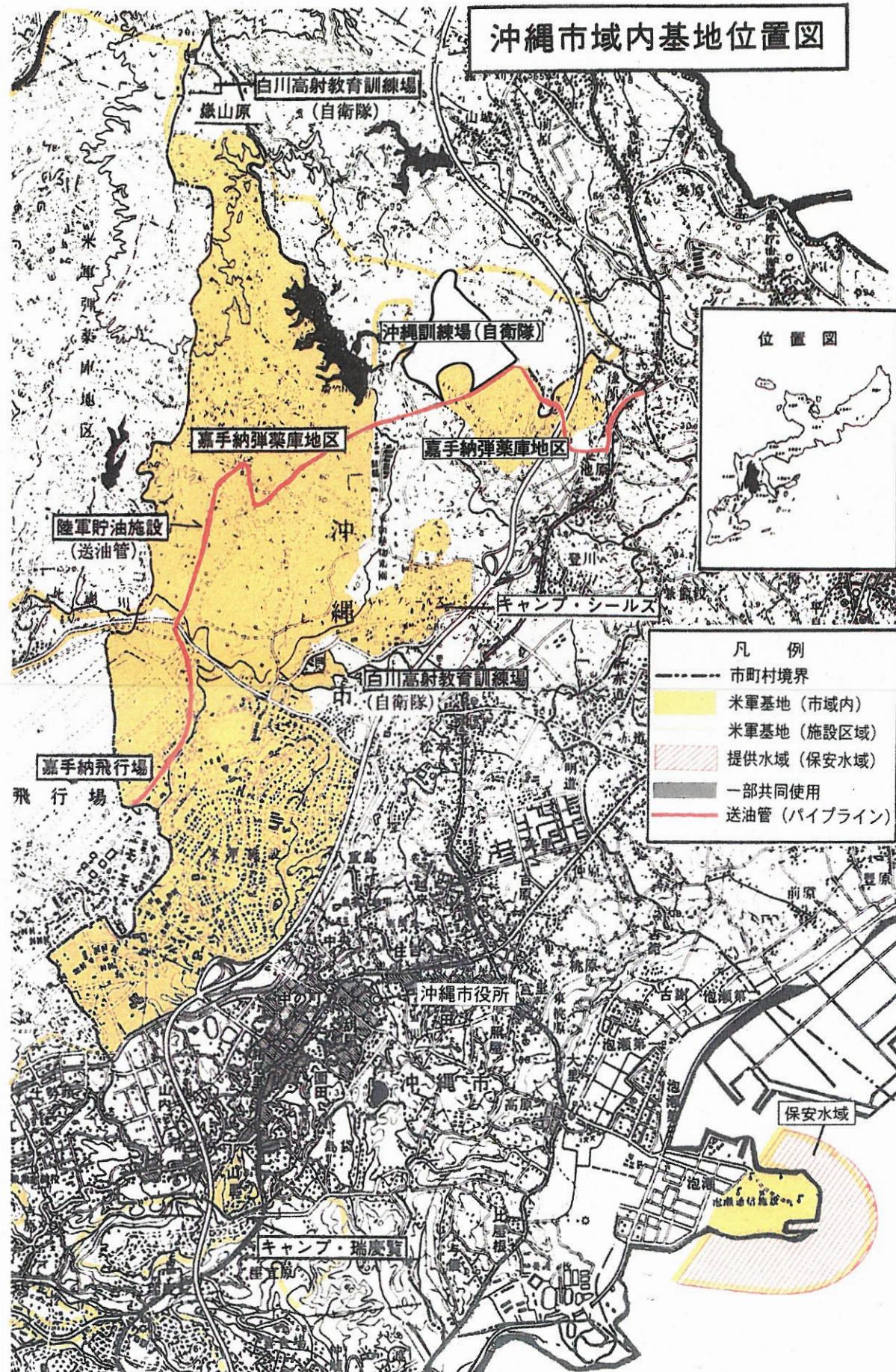
令和2年度
基地対策
概要版



嘉手納基地 第18航空団提供

沖縄市

沖縄市域内基地位置図



市域面積と基地面積及びその割合

区分	総面積	民間地域面積	米軍基地面積	自衛隊基地面積	面積(米軍基地+自衛隊基地)
面積(ha)	4,972	3,213	1,690	69	1,759
割合(%)	100	64.6	34.0	1.4	35.4

平成31年3月末現在 (単位 : ha)

施設名称	施設総面積	沖縄市域施設総面積	沖縄市域施設面積の内訳			
			国有地	県有地	市有地	民有地
嘉手納飛行場	1985.5	742.5	41.0	0.2	2.1	699.3
嘉手納弾薬庫地区	2658.5	802.9	28.1	0.5	425.4	348.9
キャンプ・シールズ	70.0	70.0	3.3	0.0	0.1	66.6
泡瀬通信施設	55.2	55.2	2.4	—	0.1	52.7
キャンプ瑞慶覧	545.0	17.6	0.7	0.6	0.6	15.6
陸軍貯油施設	127.7	1.4	0.2	0.2	0.7	0.3
米軍施設合計	5,442	1,690	76	2	429	1183
陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場	15.7	11.9	—	—	9.0	2.9
陸上自衛隊沖縄訓練場	57.0	57.0	0.1	—	41.2	15.7
自衛隊施設合計	73	69	0	—	50	19
米軍施設と自衛隊施設の合計	5,515	1,759	76	2	479	1,202
割合 (%)		100	4.3	0.1	27.3	68.3

【注】「0」は表示単位に満たないもの、「—」は事実のないもの。計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

「沖縄の米軍及び自衛隊基地(令和2年3月)」より

基地の概況

沖縄の米軍基地は、沖縄返還協定、日米安保条約や日米地位協定などにより全国の米軍基地の約70.3%(専用施設)があります。復帰時において米軍の基地機能を損なうことなく、日米返還協定別表により大部分が引き続き米軍に継続使用され、また、一部が、自衛隊基地となり、一部は返還されました。その後、日米合同委員会において、米軍基地が一部返還、整理統合されてきました。

2013年4月、日米両政府は「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」を公表しました。その中で「2024年度またはその後に返還される部分(※注1)」として、本市(約16ha)と北中城村(約7ha)のまたがる「キャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区」の返還が示されました。

また、「県内の他市町村の所在する基地からの移設受け入れ部分」として、浦添市の牧港補給地区の倉庫群の一部と北谷町のスクールバス関連施設が本市の嘉手納弾薬庫地区の知花地区(約40ha)へ移設されることが示されています。

【前述の知花地区の約40haについては、「沖縄における在日米軍の施設・区域に関する統合計画」の見直しにより、拡張される事が令和3年1月28日の日米合同委員会で合意されています。】

2016年8月、市長は沖縄県全体の振興発展を図る観点から基地の整理縮小を一步でも前に進めるため、防衛省、沖縄防衛局、沖縄市で構成する協議会を設置し、市の基地から派生する課題や市の振興発展に資する事業を検討すること前提として、嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設受け入れを表明しています。

市域における米軍基地の総面積は1,690ha、その内嘉手納弾薬庫地区が803ha、嘉手納飛行場が743haで、この2施設で1,546haとなり市域内米軍基地の約91%を占めています。

市域総面積(4,972ha)に占める米軍基地面積の割合は34%、自衛隊基地を含む基地面積は市域の35.4%を占めています。

本市の米軍基地の土地所有内訳は国有地が76ha(約4.5%)、県有地が2ha(約0.1%)、市有地が429ha(約25.4%)、民有地が1,183ha(約70%)、となっており、民有地が大きな比率を占めています。

「沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)令和2年3月」によると、沖縄県全体における米軍基地(18,708.2ha)に占める本市の米軍基地の比率は9.0%で東村12.1%、名護市11.6%、金武町11.3%に次ぐものです。ちなみに宜野座村8.5%、恩納村7.9%、国頭村7.7%となっています。

(※注1) 総合計画では返還条件が付されており、米軍の住宅統合計画における102戸の家族住宅のキャンプ・フォスターへ移設完了後となっている。

市域面積は令和2年10月1日現在 (国土地理院) • (基地面積は平成31年3月末現在)

▶ 嘉手納飛行場

1. 施設概要 (平成31年3月末現在)

- (1) 面積 施設総面積 1,985.5ha 沖縄市域 742.5ha
- (2) 地主数 12,708人(総数)(※沖縄市域 4,195人 令和2年3月末現在)
- (3) 年間地料 293億7千5百万円(総額)(※沖縄市域 105億9千5百万円 ※令和2年3月末現在)
※沖縄市軍用地等地主会加入者
- (4) 基地従業員数 2,666人(沖縄市民 726人) 令和2年3月末現在
- (5) 管理部隊 第5空軍第18航空団
- (6) 主要工作物 滑走路(3,689m×91m, 3,689m×61m)、駐機場、下水浄化槽、遮音壁、燃料消火装置、保安柵、ほか
- (7) 主要建設物 管理事務所、食堂、消防署、家族住宅、病院、小学校、中学校、高校、教会、格納庫、郵便局、PX、変電所、銀行、ボーリング場など

2. 基地の概要

この飛行場は、沖縄市、北谷町、嘉手納町の3市町にまたがる広大な基地です。1944年9月、旧日本軍が中飛行場として開設しましたが、翌45年4月、沖縄戦で本島に上陸した米軍は、占領後、直ちに滑走路を全長2,250mに拡張しました。1972年5月の復帰の際には、嘉手納飛行場、キャンプ・サンソネ、陸軍住宅地区が統合され、嘉手納飛行場として提供されました。

1991年に、嘉手納基地に展開していた米各部隊が横田基地の第5空軍管轄下の第18航空団として再編統合されたのを契機に、アジア・太平洋地域におけるポスト冷戦時代の地域紛争に、米軍が敏速かつ柔軟に対応する拠点基地として機能していると言われています。第18航空団は、2002年8月15日より組織の再編成を開始し、2003年9月30日再編成を完了。その組織は、航空機の飛行運用を担当する運用群、修理・整備を担当する整備群、上記の任務を可能にする任務支援群、医療業務を提供する医療群、土木技術業務を担当する施設群の5群に大別されます。復帰後、米海軍も各地にあった部隊を整理統合し、海軍艦隊活動司令部を嘉手納基地内に設置しました。その主な任務は、第7艦隊をはじめ太平洋全域の部隊に対してあらゆる物資を補給・支援することだと言われています。

嘉手納飛行場には、米空軍所属のF/A-18イーグル戦闘機(約54機)やRC-135偵察機(約2機)をはじめKC-135Rストラトタンカー空中給油機(約15機)、更には米海軍所属のP-3Cオライオン対潜哨戒機(3~10機)等、約100機が常駐していると言われており、2013年11月には、P-3Cオライオン対潜哨戒機の後継として、P-8Aが6機配備されました。

また、米軍が実施する太平洋軍地域安全保障パッケージにより、F-22戦闘機やF-16戦闘機が国外から嘉手納飛行場に展開されており、2017年11月には、ユタ州空軍基地よりF-35AライトニングIIが展開され、外来機の飛来が常態化



しつつあり、常駐機に加え、これらの外来機による騒音被害などにより周辺住民は負担を強いられています。

沖縄における航空管制は、米軍が1945年に沖縄を占領して以来独占しており、嘉手納ラブコンが進入管制を行うことに合意していましたが、2010年3月31日午前0時に日本に航空管制は移管されました。

また、嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転については、1996年12月合意のSACOの最終報告において、海軍航空機の運用及び支援施設を海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転されることとされ、2003年8月に、本市は当該施設移転について、受入を表明しました。その後、2009年2月の日米合同委員会で、建物（整備格納庫、食堂、倉庫、保管庫）及び工作物（駐機場、誘導路、駐車場等）について、承認され、2011年7月に工事が開始されております。

2016年12月には、施設の提供について日米合同委員会において合意されており、2017年1月に移転先での運用が開始されております。

▶ 嘉手納弾薬庫地区

1. 施設概要（平成31年3月末現在）

- (1) 面 積 施設総面積 2,658.5ha 沖縄市域 802.9ha
- (2) 地 主 数 4,971人（総数）（※沖縄市域 1,259人 令和2年3月末現在）
- (3) 年 間 地 料 122億6千3百万円（総額）（※沖縄市域 28億8千7百万円 令和2年3月末現在）
※沖縄市軍用地等地主会加入者
- (4) 基地従業員数 315人（沖縄市民 76人）令和2年3月末現在
- (5) 管理部隊 第5空軍第18航空団、在沖海兵隊基地司令部
- (6) 主要工作物 上下水道、保安柵、駐車場、野積場、雨水排水路、電力線路、中央監視装置、照明装置、消火設備、避難場ほか
- (7) 主要建設物 司令部、管理事務所、家族住宅、検査室、弾薬補修工場、弾薬貯蔵庫、発電所、ポンプ場、浴室、消防署ほか

2. 基地の概要

この弾薬庫は、嘉手納飛行場の北側に位置し、沖縄市、嘉手納町、読谷村、恩納村、うるま市の5市町村にまたがる広大な軍事施設です。

1945年、米軍の沖縄占領と同時に使用開始されました。1972年5月15日の復帰に伴い、沖縄返還協定A表によって9施設（嘉手納弾薬庫、比謝川サイト、波平弾薬庫、読谷合同廃弾処理場、陸軍サービス弾薬庫、知花弾薬庫、嘉手納タカン弾薬庫、嘉手納ボルタック弾薬庫、東恩納弾薬庫）が嘉手納弾薬庫地区として統合されました。



この施設の管理は從来、米陸軍によって行われていましたが、在沖米軍の再編に伴い、1978年7月頃から陸軍の貯蔵弾薬庫が韓国や中近東に移送されたため、同年10月から空軍の第18航空団に移管されました。復帰前、旧知花弾薬庫部分に毒ガスが貯蔵されていたため、大きな社会問題となりましたが、1971年9月ジョンストン島に移送されました。

本弾薬庫の駐留部隊は、第18航空団第18整備群第18弾薬中隊等で、第18航空団のみならず、太平洋戦域の空軍全体の戦時武器弾薬を貯蔵する任務を負っている重要部隊です。2006年5月の日米安全保障協議委員会において「再編実施のための日米のロードマップ」が発表され、米軍パトリオットPAC-3の嘉手納基地配備が位置づけられ、同年9月以降、装備品等の移転を開始、同年12月末にはその一部運用を開始しています。

同施設内には、保安林、倉敷ダム等の県の財産が提供されていますが、キャンプ瑞慶覧内にある泡瀬ゴルフ場の機能を旧東恩納弾薬庫地区に移設し、2010年3月1日にタイヨウゴルフクラブがオープンしました。同地区の残りの部分についての返還に向けて所要の手続きを取ることが確認され、その後、1996年3月28日の日米合同委員会において、約110万m²の返還が合意されました。関係地主の総意として、自衛隊による継続使用の要望があり、米軍から返還後の2006年11月から引き続き陸上自衛隊が覆道式射場及び訓練場施設用地として約57万m²を使用しています。

また、2013年4月に「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、同施設内の知花地区へ牧港補給地区（キャンプ・キンザー）から国防省支援機関、また、キャンプ瑞慶覧（キャンプフォスター）からスクールバスサービス関連施設の移設が示されております。

2014年9月には、本市に対し、沖縄防衛局より知花マスタートップラン（計画施設の用途概要）についての説明が行われ、2015年10月、防衛副大臣により「嘉手納弾薬庫地区の知花地区」への移設受入に関する要請が行われました。

市議会での一般質問等や地域、地権者等関係者の意見を伺ってきた中で、「地域課題の解決に向け具体的な措置が始まること。」「国との協議会が設定され、継続した協議が図られること。」「市の振興発展に資する事案に対し、防衛省の最大限の協力が得られること。」「沖縄の振興発展、基地負担軽減の観点から、基地の整理縮小は進められるべきであること。」などの要因により、2016年8月、沖縄市長による移設の受入が表明されています。

▶ キャンプ・シールズ

1. 施設概要 (平成31年3月末現在)

- (1) 面 積 施設総面積 70ha 沖縄市域 70ha
- (2) 地 主 数 402人 (総数) (※沖縄市域 343人 令和2年3月末現在)
- (3) 年 間 地 料 8億円 (総額) (※沖縄市域 7億1千万円 令和2年3月末現在)
※沖縄市軍用地等地主会加入者
- (4) 基地従業員数 98人 (沖縄市民 30人) 令和2年3月末現在
- (5) 管理部隊 在沖米海軍艦隊活動司令部、第18航空団第18任務支援群
- (6) 主要工作物 保安柵、駐車場、テニスコート、電力設備、レクリエーション施設ほか
- (7) 主要建設物 事務所等、食堂、歯科診療所、将校クラブ、家族住宅、隊舎等、機械工場、車庫、警衛所ほか

2. 基地の概要

この基地は本市の北側に位置し、西側部分は嘉手納弾薬庫と隣接する施設です。

この施設には、グアム島海軍部隊隸下の第30海軍移動建設連隊の移動建設大隊と嘉手納飛行場に本部を置く海軍航空施設隊の福利厚生部及び海軍印刷サービス部が駐留していましたが、現在は、アジア太平洋地域における基地の維持管理、周辺諸国への人道支援、インフラ整備等の任務を主としている海軍機動建設大隊(NMCCB)が駐留しており、同部隊の事務所、宿舎、機材の保管、訓練施設として使用されています。



▶ 泡瀬通信施設

1. 施設概要(平成31年3月末現在)

- (1) 面 積 施設総面積 55.2ha 沖縄市域 55.2ha
- (2) 地 主 数 690人(総数)(※沖縄市域 577人 令和2年3月末現在)
- (3) 年 間 地 料 7億3千3百万円(総額)(※沖縄市域 7億8百万円 令和2年3月末現在)
※沖縄市軍用地等地主会加入者
- (4) 基地従業員数 4人(沖縄市民 2人) 令和2年3月末現在
- (5) 管理部隊 在沖米海軍艦隊活動司令部
- (6) 主要工作物 保安柵、駐車場、発電装置、アンテナほか
- (7) 主要建設物 送信所、倉庫、変電所、警衛所

2. 基地の概要

米海軍の通信基地である泡瀬通信施設は、中城湾に突き出た小さな泡瀬半島にあります。

米軍の占領とともにその一部に飛行場が建設され、戦時中は本土侵攻のための前線基地として使用されていました。

終戦後も継続使用されていましたが、1950年頃には、海軍と空軍が各自の通信施設を建設していました。

1972年5月15日の復帰の際に、泡瀬通信補助施設と泡瀬海軍航空隊通信所が統合され、現在の泡瀬通信施設として提供施設・区域となったため、米軍の通信・情報機能の中核基地となりました。それに伴い、1976年3月に101万4千m²が返還、1977年3月に78万m²が返還、1983年3月に6万7千m²が返還となりました。復帰前に返還された64万8千m²と合わせると、合計250万9千m²が返還され、現在の施設面積は55万2千m²となっています。

返還跡地については、泡瀬土地区画整理事業が実施されており、近年では人口の増加が著しく、新興住宅地として急速に宅地化が進んでいます。

基地内には低周波送電部があり、米海軍第7艦隊との交信をはじめ、在沖米海軍の電波送信に重要な役割を担っています。

この施設の沖合500メートルは、米軍への提供水域となっています。その具体例として、第1水域では沖合50メートルでの建設または継続投錨が禁止となっており、第2水域では、米軍船舶の通信に支障を及ぼさない限り、浚渫又は建設等の工事は制限しないとなっています。



在沖米海軍艦隊活動指令部提供



▶ キャンプ瑞慶覧

1. 施設概要 (平成31年3月末現在)

- (1) 面 積 施設総面積 545ha 沖縄市域 17.6ha
- (2) 地 主 数 4,961人(総数)(※沖縄市域 241人 令和2年3月末現在)
- (3) 年 間 地 料 84億8千6百万円(総額)(※沖縄市域 2億4千8百万円 令和2年3月末現在)
※沖縄市軍用地等地主会加入者
- (4) 基地従業員数 2,375人(沖縄市民 564人) 令和2年3月末現在
- (5) 管理部隊 在沖米海兵隊基地司令部
- (6) 主要工作物 保安柵、配電装置、各種競技場、駐車場、ヘリパット、通信ケーブル、ピクニック場ほか
- (7) 主要建設物 司令部、中央通信部、病院、消防署、家族住宅、小学校、中学校、高校、ボーリング場、モーター修理工場、将校等宿舎、倉庫ほか

2. 基地の概要

キャンプ瑞慶覧は、沖縄市、北谷町、宜野湾市、北中城村の4市町村にまたがる広大な基地で、占領と同時に使用されました。占領当初は、当該地域の一部に飛行場が建設され、敗戦までの間は本土侵攻の前線基地として使用され、敗戦後も引き続き米陸軍の物資集積所、モーターパーク等に使用されていました。中国革命や朝鮮戦争の勃発等により基地施設の恒久化が進む中で、1950年代には、宜野湾市伊佐浜の土地を地主や県民の激しい反対闘争を押し切って、銃剣とブルドーザーによって強制接収し、基地を拡張してきました。

復帰に伴い、キャンプ瑞慶覧とキャンプ・フォスターが統合され、現在のキャンプ瑞慶覧となりました。1974年7月の米軍再編に伴い機能も縮小し、名称も「在沖駐留軍米陸軍」となりました。翌年4月に米陸軍の基地司令部が牧港補給地区に移転したことに伴い、基地の管理が海兵隊に移管されました。

1975年7月にはキャンプ・ヘイグから第12海兵連隊が、8月にはキャンプ・マクトリアスから在沖海兵隊基地司令部がそれぞれ移駐し、更に翌76年4月には岩国基地から第1海兵航空団司令部が移駐する等、在日海兵隊の主要基地として今日に至っています。この施設は主に、在沖海兵隊基地司令部のあるバトラー地区、兵器・器材整備施設及び各隊舎が点在するフォスター地区、第58信号大隊が所在するバクナー地区、米軍住宅が所在するプラザ地区に大別されます。特にバトラー地区については、在沖海兵隊基地司令部をはじめとする第1海兵航空団司令部、在日米軍沖縄地域(四軍調整官)事務所が置かれキャンプ・コートニーと並ぶ海兵隊の中核機能を有するほか、施設管理、後方支援を展開、実戦部隊が駐留する海兵隊の主要施策を担っています。

この基地内に所在する泡瀬ゴルフ場については、1996年3月の日米合同委員会において、本施設を旧東恩納弾薬庫地区に移設され、タイヨウゴルフクラブとして2010年3月1日にオープンしました。

なお、本市の南の玄関口にロウワー・プラザ住宅地区(家族住宅部分)がありますが、1996年12月のSACO最終報告の中において、2007年度末を目途に米軍住宅地区を統合し、その住宅機能を移設した上で返還することが合意され、



2012年4月の日米安全保障協議会の共同発表において、沖縄で代替施設が提供され次第、返還可能と示されました。

そのような中、2013年4月、日米両政府は「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」にて、キャンプ瑞慶覧のロウワー・プラザ住宅地区については、OHC（沖縄住宅統合）下で家族住宅102戸をキャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）へ移設することを条件とし、2024年度又はその後に返還可能とされております。

跡地利用につきましては、キャンプ瑞慶覧地区街づくり懇話会やキャンプ瑞慶覧転用計画検討委員会等を設置し、調査検討を行っています。1999年の基本構想に引き続き、2000年には基本計画を策定しましたが、北中城村との複雑な行政区域が跨る地区特性など、両市村が一体となった跡地利用の検討を進めることができることから、2003年度から跡地利用統一案に着手し、2004年度に統一案基本計画を策定しましたが、2006年5月の在日米軍再編報告やまちづくり三法の改正等、社会情勢の変化に対応した計画の変更を余儀なくされています。

本市では、返還後の円滑な跡地利用に向け、「沖縄県における駐留軍用地内跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」の返還前の土地の先行取得制度を活用するため、2013年12月に「特定駐留軍用地内土地取得事業基金」を創設し、2015年3月31日、土地の先行取得を行うために、「特定事業の見通し」の公表を行い、同年より土地の先行取得を進めております。

▶ 陸軍貯油施設

1. 施設概要（平成31年3月末現在）

- (1) 面 積 施設総面積 127.7ha 沖縄市域 1.4ha
- (2) 地 主 数 988人（総数）（※沖縄市域 13人 令和2年3月末現在）
- (3) 年 間 地 料 14億8千5百万円（総額）（※沖縄市域 3百万円 令和2年3月末現在）
※沖縄市軍用地等地主会加入者
- (4) 基地従業員数 138人（沖縄市民 20人）令和2年3月末現在
- (5) 管理部隊 米陸軍第10支援群指令部
- (6) 主要工作物 送油管、燃料貯油所、廃油槽、配電装置、消火施設、浄化槽ほか
- (7) 主要建設物 管理事務所、倉庫棟、ポンプ室、警護所、監視室、ほか

2. 基地の概要

この施設は1945年から1952年頃にかけてうるま市、嘉手納町、北谷町、那覇市に建設された各タンクファーム（貯油施設）間を、1952年から1953年にかけて送油管、いわゆるパイプラインで連結したものです。パイプライン（送油管）は、那覇港湾施設を起点に普天間飛行場、嘉手納飛行場に至る全長約27kmの北上ラインと、うるま市の天願桟橋を起点に嘉手納飛行場に至る全長15kmの南下ラインがありました。

北上ラインについては、1974年1月の日米安全保障協議委員会において那覇港湾施設の全部返還が合意された



ことに伴い、那覇港湾施設タンク地区（1986年返還）の18基の代替タンクが金武および桑江（北谷町）に移設されたことを契機に、完全に撤去されました。

現在は、嘉手納飛行場に接する地域とキャンプ・レスター、キャンプ・フォスター、普天間飛行場、キャンプ・コートニー内及びそこに接する地域と、それらの貯油施設を結ぶパイプライン施設からなり、沖縄市、嘉手納町、北谷町、うるま市、宜野湾市の3市2町にまたがって現存しており、本市部分については、国道329号沿いの民間地域から旧東恩納弾薬庫地区内に送油するラインが残っています。パイプラインは、ジェット燃料、ガソリン、ディーゼル燃料等を送油しており、全在沖米軍に対して戦略的な貯蔵燃料支援を提供しています。

また、2013年3月に米陸軍から運営業務を引き継いだ米国防省兵站局エネルギー環太平洋・沖縄が、石油業務運営の主な管理者となっております。

パイプラインに起因する事故は減少しているとはいえ、貯油施設の存在は、油流出事故による環境汚染や施設周辺に暮らす住民の安全を確保する観点から問題となっています。本市においても、2002年11月に、既に返還された一部の民間地域から埋め殺しされた油送管の残骸が発見され、この施設跡地のあり方や対策等について、問題が指摘されています。

▶ 陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場

1. 施設概要（平成31年3月末現在）

- (1) 面 積 施設総面積 15.7ha 沖縄市域 11.9ha
- (2) 地 主 数 27人（総数）（※沖縄市域 20人 令和2年3月末現在）
- (3) 年 間 地 料 6千百万円（総額）（※沖縄市域 3千6百万円 令和2年3月末現在）
※沖縄市軍用地等地主会加入者
- (4) 基地従業員数 0人
- (5) 管理部隊 陸上自衛隊第15旅団
- (6) 主要工作物 テニス場、給水施設、避雷設備
- (7) 主要建設物 庁舎、整備工場、倉庫、発電機室、火薬庫、ほか

2. 基地の概要

この訓練場は、本市の白川地区にある管理地域と、同地域から約10km離れた恩納村、および本市の嶽山原地域に隣接する訓練地域からなっており、ホークミサイル等が装備されています。同訓練地域への進入路については、嘉手納弾薬庫内の道路を共同使用しています。

同地域は復帰前まで、米軍の陸軍知花補助施設として使用されていましたが、復帰時（1972年5月15日）に統合され、米軍知花サイト（約15万m²）となり、嘉手納弾薬庫の一部（約2万m²）と共に、共同使用されるようになりました。1973年4月に知花サイトが返還されたのを契機に、その大部分（約15万m²）を陸上自衛隊が使用するようになりました、1974年4月には名称も白川分屯地となりました。

1977年11月には、共同使用地域の残り部分である嘉手納弾薬庫の一部（約2万m²）と、隣接する嘉手納弾薬庫の一部（約1万1千m²）がそれぞれ返還となり、陸上自衛隊が使用するようになりました。1996年12月には、米空軍第18航空団の第18通信中隊に使用されていた知花サイトの一部（約1千m²）が返還され旧知花サイトについては全部返還となりました。しかしながら、この部分については、土地の有効利用ができないとの所有者の要望もあり、2000年4月からは、陸上自衛隊の訓練用地として再提供され、現在に至っています。



▶ 陸上自衛隊沖縄訓練場

1. 施設概要 (平成31年3月末現在)

- (1) 面 積 施設総面積 57ha 沖縄市域 57ha
- (2) 地 主 数 142人(総数)(※沖縄市域 126人 令和2年3月末現在)
- (3) 年 間 地 料 1億8千6百万円(総額)(※沖縄市域 1億8百万円 令和2年3月末現在)
※沖縄市軍用地等地主会加入者
- (4) 基地従業員数 0人
- (5) 管理部隊 陸上自衛隊第15旅団
- (6) 主要工作物 給水施設、通信装置
- (7) 主要建設物 覆道式射場、管理棟

2. 基地の概要

この訓練場は、嘉手納弾薬庫地区内にあり、周辺にはタイヨウゴルフクラブなどの米軍施設や県管理倉敷ダム、倉浜衛生施設組合のごみ処理施設、及び沖縄市市民農園等が位置しています。

1990年6月19日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内にあった泡瀬ゴルフ場が移設し、同地区の残りの部分について返還に向けて所要の手続きを取ることが確認され、1996年3月28日の日米合同委員会において、約110万m³の返還が合意されました。しかし、関係地主の総意として、自衛隊による継続使用の要望があり、米軍から返還後の2006年11月から引き続き陸上自衛隊が覆道式射場及び訓練場施設用地として約57万m³を使用することになり、2007年1月から建設工事に着手、2008年9月に射場本体工事終了後、小火器射撃評価システム据付・調整が同年12月に完了し、2009年1月13日に落成、15日から使用されています。

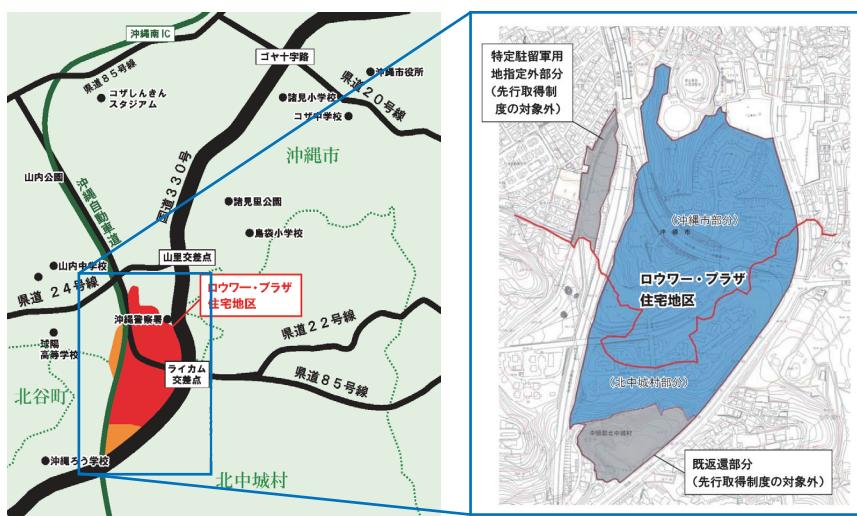


キャンプ瑞慶覧(ロウワー・プラザ住宅地区) 土地の先行取得事業について

沖縄市では、キャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区において「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」(※以下「跡地利用推進法」)に基づく土地の先行取得事業を平成27年度からスタートしました。

当該地区の土地を売却しようとする場合には、所在市村へ「届出または申出」が必要になります。

1. 土地の先行取得制度とは?



<ロウワー・プラザ住宅地区の位置図【上図】>

土地の先行取得制度とは、公有地の確保が必要と認められた返還予定の駐留軍用地において、「跡地利用推進法」に基づき、土地の返還に先行して、市町村や県等が公共施設用地を確保するためには土地を取得するものです。沖縄市では平成27年度からロウワー・プラザ住宅地区の沖縄市部分約17,000 平方メートルの先行取得を目標とした「特定事業の見通し」を公表し、円滑な跡地利用を進めるために平成27年度から土地の先行取得に取り組んでいます。

2. ロウワー・プラザ住宅地区内の土地の売却の際の「届出」及び「申出」の義務について

ロウワー・プラザ住宅地区的土地を売却しようとする際には、沖縄市に「届出」または「申出」が必要となります。

(1) 民間へ軍用地を売却する場合(届出)

特定事業の見通し公表後、200m²以上の軍用地を民間へ有償譲渡(売買等)をしようとする際には、所在市町村への「届出」が義務化されます。

「届出」の提出を受けて、民間での土地売買に先立ち、市で土地を買取できないか検討を行い、地権者と協議を行います。市では買い取りを行わない場合、または協議が不成立となった場合に、土地を民間に売却することができます。

跡地利用推進法第17条の規定に基づき、「届出」の後最大6週間は、土地の売却が制限されます。また、「届出」をしなかった場合や虚偽の届出をした場合は、50万円以下の過料に処されることがあります。

(2) 沖縄市へ軍用地を売却する場合(申出)

土地の先行取得事業に基づき、受付期間に「申出」をする必要があります。

「申出」を受けて、市で買取の検討を行った後、地権者と市で買取の協議を行い、協議が成立すれば、買取手続きに進みます。

検討の結果や、買取協議の結果によっては買取を行わない場合もあります。

※ 申出を受け付ける期間は、原則として、毎年市が定める「申出受付期間」となります。

※ 毎年の「申出受付期間」については沖縄市役所建設部都市整備室都市計画担当へご確認下さい。

3. 沖縄市に土地を売却した場合の税制上の特別措置について

土地の先行取得制度に基づき、沖縄市に土地を売却した場合、税制上の特別措置の対象となります。所得税・住民税の算定において、土地の売却で得た所得(譲渡所得)から最大5,000万円を差し引くことができます。

※参考: 土地を売った所得に対する税金のシミュレーション

■前提条件

5年よりも前に相続により取得した土地を2,000万円で売却した場合(※長期譲渡所得に該当の場合)

沖縄市に土地を売却する場合

	譲渡価格	取得費+譲渡費用	特別控除	
課税譲渡所得	2000 万円	- 100 万円	- 最大 5000 万円	= 課税譲渡所得 0 万円
土地を売った 所得に対する 税金	課税譲渡所得 0 万円	× 20% =	税金 0 万円	最大で5,000万円の 特別控除がある為、 課税譲渡所得が 0円となります。

民間に土地を売却する場合

	譲渡価格	取得費+譲渡費用	特別控除	
課税譲渡所得	2000 万円	- 100 万円	- なし	= 課税譲渡所得 1900 万円
土地を売った 所得に対する 税金	課税譲渡所得 1900 万円	× 20% =	税金 380 万円	これに加え国民健康 保険料・介護保険料 等が所得に応じて 大きくなる場合が あります。

※課税譲渡所得とは、土地の売却代金(譲渡価格)から取得費や譲渡費用を差し引いた額

【先行取得事業についてのお問い合わせ先】:沖縄市役所 建設部都市整備室 都市計画担当
TEL 098-939-1212 (内線2516・2515)

米軍基地面積の推移(沖縄市域)

本市の米軍基地面積は、2019(平成31)年3月末現在で約1,689万6千m²となり、市域面積の約34.0%を占める広大なものであります。これは、県内の米軍基地総面積(約1億8,708万2千m²)の約9.0%を占め、県内市町村の中でも上位4番目に位置する面積となっています。また、中部地域米軍基地面積(約6,546万5千m²)の約4分の1にあたる約25.8%を本市が占めています。

(单位：千m²)

※平成18年10月31日着手弾薬庫(東園寺庫)58万4千m²が返還された。

米軍墓地の推移

米軍基地面積(一占める割合)

地域的特徴としては、旧美里村域におきましては泡瀬通信施設（1965年～1970年、1976年、1977年）、キャンプ・シールズ（1971年）、キャンプ・ヘーネー（1977年）の部分返還、または全面返還が進み現在、旧村域の約14%となり減少しています。しかしながら市域におきましては、山里・桃原地域、胡屋開放地、嘉手納飛行場、（国体道路、自動車道）等の一部返還はあったものの、旧市域に占める割合は現在も60%を占めており、それほど縮小しているとは言えません。2019（平成31）年3月末現在、軍用地の市町村域に占める割合は、もっとも高いのが、嘉手納町の82.0%、そして金武町の55.6%、そして北谷町の52.3%となつておらず、他の基地所

沖縄市内における米軍構成員による事件・事故発生状況まとめ(沖縄市調べ)

令和3年2月28日 現在
(単位:件)

年 度	刑 法 犯														特別法犯		計	
	凶 惡 犯				粗 暴 犯					窃 盗 犯	知 能 犯	風 俗 犯	その 他	交 通 犯 等	その 他			
	殺 人	強 盜	放 火	強 蔽	凶 器 準 備 集	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝									
平 成 22年度	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3	0	0	4	6	1	15	
	0%	0%	0%	0%	0%	7%	0%	7%	0%	0%	20%	0%	0%	27%	40%	7%	100%	
平 成 23年度	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	0	9	
	11%	0%	11%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	22%	67%	0%	100%	
平 成 24年度	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	5	0	8	
	0%	0%	0%	0%	0%	13%	0%	13%	0%	0%	13%	0%	0%	13%	63%	0%	100%	
平 成 25年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	4	
	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	50%	50%	0%	100%	
平 成 26年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	4	
	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	25%	75%	0%	100%	
平 成 27年度	1	0	1	0	0	3	0	0	3	0	0	1	0	0	1	6	1	13
	8%	0%	8%	0%	0%	23%	0%	0%	23%	0%	0%	8%	0%	0%	8%	46%	8%	100%
平 成 28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	4	
	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	50%	50%	100%	
平 成 29年度	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	
	0%	0%	0%	0%	0%	50%	0%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	50%	0%	100%	
平 成 30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	
	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	100%	
令 和 元年度	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	5	0	9
	0%	0%	0%	0%	0%	13%	0%	0%	13%	0%	0%	13%	0%	0%	13%	63%	0%	100%
令 和 2年度	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	3	5	0	10
	0%	0%	0%	0%	0%	10%	0%	10%	0%	0%	10%	0%	0%	30%	50%	0%	100%	
合 計	2	0	2	0	0	8	0	3	5	0	0	7	0	0	15	49	4	85
	2%	0%	2%	0%	0%	9%	0%	4%	6%	0%	0%	8%	0%	0%	18%	58%	5%	100%

※区分(項目)の説明 1. その他(刑法犯) : 建造物・住居侵入、建造物損壊、器物損壊(建造物・住居侵入及び建造物損壊は同一犯によるため、事件数は1件となる)
2. その他(特別法犯) : 銃刀法違反、大麻取締法違反、麻薬特例法違反

※計数は四捨五入のため、符合しないことがある。

沖縄市内における航空機騒音等に関する苦情状況

令和3年2月28日 現在
(単位:件)

No.	地 域 名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	小計	計		
1	池原地域	3	11	4	28	16	8	7	43	24	6	8	147	352	
2	登川地域	6		0	10	4	11	12	15	15	19	11	103		
3	知花地域	1		0	12	3	24	5	29	21	8	1	54		
4	松本地域	1		8	5	0	5	5	11	3	5	0	43		
5	明道地域	0		0	0	1	0	0	1	3	0	0	5		
6	美里地域	1	34	3	12	4	8	28	36	16	13	4	125	421	
7	美原地域	0		0	0	1	2	2	11	11	5	1	33		
8	東 地 域	0		0	0	0	3	1	2	1	0	0	7		
9	宮里地域	20		13	22	12	8	8	34	12	1	1	131		
10	吉原地域	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
11	越來地域	1		1	0	0	1	0	6	0	2	0	11		
12	城前地域	1		2	24	1	24	0	62	0	57	0	8		
13	照屋地域	1		0	1	2	2	1	3	1	0	0	11		
14	仲宗根地域	0		0	0	1	1	0	0	1	0	0	3		
15	安慶田地域	8		3	8	2	4	22	13	10	2	2	74		
16	室川地域	0		0	2	0	0	0	0	2	0	0	4		
17	住吉地域	0		0	1	0	0	0	1	1	0	0	3		
18	嘉間良地域	2		2	3	1	0	0	3	1	0	0	12		
19	泡瀬地域	7	21	11	15	32	7	31	10	10	7	3	133	385	
20	古謝地域	0		0	1	0	1	8	4	27	22	4	67		
21	大里地域	0		1	2	0	0	9	5	7	5	2	31		
22	高原地域	3		7	32	4	45	4	12	11	3	48	0		
23	比屋根地域	11		11	6	6	0	18	10	12	6	4	84		
24	与儀地域	0		2	0	1	0	0	0	0	3	0	6		
25	海邦町地域	0		0	0	0	0	0	0	5	2	0	7		
26	八重島地域	2	15	0	0	0	2	0	1	0	0	0	5	216	
27	センター地域	0		0	0	0	0	1	0	0	1	0	2		
28	胡屋地域	4		2	2	3	1	16	36	12	6	0	82		
29	園田地域	0		0	0	0	0	0	0	1	1	0	2		
30	中の町地域	0		1	0	2	2	3	2	2	0	0	12		
31	諸見里地域	4		1	4	2	4	11	3	6	37	1	16		
32	久保田地域	2		0	0	0	0	0	1	2	2	0	7		
33	山里地域	3		0	3	7	1	2	13	5	1	2	37		
34	山内地域	0		0	6	2	0	3	5	4	1	1	22		
35	南桃原地域	0		0	2	0	1	1	5	9	3	2	23		
36	不明・その他	0	合 計		81	72	149	115	86	206	313	228	121	49	1420

※即応訓練による騒音苦情も含む

市町村基地関係収入（平成30年度）

区分	市町村名	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律										基地交付金									
		工事費	障害者防護費	防護費	小計	施設費支	施設費支	施設費支	施設費支	施設費支	施設費支	施設費支	施設費支	合計							
◎ 1 那覇市	52,360	0	0	71,296	194,102	232,885	56,983	289,868	0	0	150	97,278	0	0	581,398	0.4	149,078,843				
○ 2 宜野湾市	102,183	0	0	915,921	314,900	1,333,004	226,847	464,126	630,973	1,058,410	600	139,347	103,455	0	3,335,075	7.6	44,064,026				
○ 3 五垣市	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27,333,639	
○ 4 浦添市	92,780	0	0	173,867	77,970	344,617	174,347	297,970	472,317	0	87,288	500	0	33,264	33,264	937,986	1.7	54,852,055			
○ 5 名護市	96,058	0	0	214,214	112,775	423,047	103,606	177,291	280,897	0	1,000	2,082,603	2,980,384	2,980,384	5,767,931	13.4	43,170,680				
□ 6 糸満市	0	0	0	66,533	588,617	909,873	471,393	894,691	1,366,084	0	144,640	900	1,222,473	1,082,622	107,456	4,726,592	6.7	70,160,591			
○ 7 沖縄市	254,723	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27,635,285	
○ 8 豊見城市	0	0	0	224,022	183,675	479,294	125,748	461,088	586,836	0	121,679	800	350,829	35	0	1,539,473	2.5	60,399,801			
○ 9 うるま市	71,597	0	0	0	0	0	0	0	20,750	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40,339,666	
□ 10 宮古島市	0	0	0	0	0	0	0	0	12,058	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26,817,727	
□ 11 南城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○ 12 國頭村	0	0	0	0	0	0	0	0	57,820	44,097	34,350	78,447	0	300	45,704	0	0	0	0	182,271	
○ 13 大宜味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○ 14 東村	0	0	0	0	0	0	0	0	73,529	73,529	72,980	46,442	119,422	0	0	0	0	0	0	192,951	
○ 15 今帰仁村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○ 16 本部町	0	0	0	0	0	0	0	0	300	11,824	12,124	0	0	0	1,267	0	0	0	0	13,391	
○ 17 恩納村	1,228,984	0	0	0	0	0	0	0	118,716	1,347,700	40,537	19,586	60,123	0	12,778	500	1,801,091	0	0	3,349,756	
○ 18 宜野座村	0	0	0	101,333	147,435	248,768	60,566	46,014	106,580	0	6,566	600	1,996,861	248,375	248,375	2,607,750	33.7	43,976,378			
○ 19 金武町	0	0	0	58,242	156,344	214,586	233,427	260,439	493,866	0	15,265	950	2,053,336	0	0	0	2,778,003	29.0	9,593,080		
○ 20 伊江村	0	0	0	0	276,767	336,167	612,934	51,240	24,730	75,970	0	3,795	700	0	0	0	0	0	0	13,391	
○ 21 謾谷村	0	0	0	14,981	235,644	294,947	84,102	241,909	326,011	0	33,409	200	626,367	23,243	23,243	1,304,177	8.3	15,715,197			
○ 22 糸手納町	40,905	0	0	594,317	820,271	266,541	722,477	989,018	0	25,226	1,000	496,160	0	0	0	0	0	0	0	2,332,275	
○ 23 北谷町	4,424	0	0	13,054	358,380	375,858	239,365	540,050	779,425	0	29,382	250	349,574	0	0	0	0	0	0	1,524,489	
○ 24 北中城村	3,849	0	0	0	56,975	60,824	78,081	245,932	324,013	0	12,272	200	37,008	0	0	0	0	0	0	434,317	
○ 25 中城村	0	0	0	54,051	0	0	0	0	0	0	0	11,974	0	0	0	0	0	0	0	66,025	
○ 26 西原町	7,830	0	0	0	0	0	7,830	0	0	0	0	18,281	0	0	0	0	0	0	0	26,111	
○ 27 与那原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○ 28 南風原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○ 29 渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○ 30 座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○ 31 粟国村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○ 32 渡名喜村	0	0	0	0	0	0	80,843	0	6,632	6,632	0	650	100	13,973	0	0	0	0	0	102,198	
○ 33 南大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○ 34 北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○ 35 伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○ 36 伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○ 37 久米島町	0	0	0	137,414	124,014	261,428	19,862	300	20,162	0	0	0	0	19,333	0	0	0	0	0	300,923	
○ 38 八重瀬町	0	0	0	0	0	0	0	7,634	0	0	0	0	0	3,654	0	0	0	0	0	11,288	
○ 39 多良間村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○ 40 竹富町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○ 41 与那国町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
都市計	669,701	0	0	1,665,853	1,348,383	3,683,937	1,320,719	2,352,149	3,672,868	1,058,410	4,222,893	3,950	3,892,530	4,199,750	3,121,104	16,934,348	3.0	571,560,647			
町村計	1,474,458	40,905	0	655,842	2,340,184	4,511,389	1,198,732	2,200,695	3,399,427	0	169,598	4,800	7,460,023	271,618	15,816,855	7.2	218,530,745				
市町村計	2,44,159	40,905	0	2,321,695	3,688,567	8,195,326	2,519,451	4,552,844	7,072,295	1,058,410	592,491	8,750	11,352,553	4,471,378	3,392,722	32,751,203	4.1	790,091,392			

注 1. 米軍基地または自衛隊基地が所在するものは、計26市町村となる。
 ○米軍基地及び自衛隊基地が所在する市町村（11団体）
 ○沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）を基に作成。

2. 基地の所在しない市町村であっても、近隣基地による騒音等の影響がある。

3. 基地交付金及び歳入総額（決算額）以外は各市町村の報告数値である。
 4. その他は、残戻補償金、防衛施設設備事業補助金を基に作成。

基地関係収入の推移

(単位：千円)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)
款	補助金等名称					
9	国有提供施設等所在市町村交付金（基地交付金）	484,878	474,407	474,407	471,393	489,393
	施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）	832,768	886,457	890,673	894,691	894,691
15	防衛施設周辺整備（3条） (障害防止工事)	96,468	88,569	154,003	254,723	524,983
	防衛施設周辺整備（8条） (民生安定施設整備)	42,411	425,372	881,223	66,533	78,334
	防衛施設周辺整備（9条） (特定防衛施設周辺整備)	513,329	511,732	784,049	595,631	442,320
	S A C O 関係特別交付金 (特定防衛施設周辺整備)	60,000	40,050	0	0	0
	再編交付金	0	111,690	55,859	107,456	62,500
	再編推進事業補助金	0	0	0	915,663	3,756,377
	防音事業関連維持費補助金	141,220	146,370	142,991	144,640	134,171
17	施設区域取得等事務委託金	900	900	900	900	900
	提供施設用地賃貸料	1,160,812	1,186,065	1,206,494	1,222,473	1,237,133
21	嶽山原残地補償金	57,163	58,182	58,948	59,503	59,999
合 計（決算額）		3,389,949	3,929,794	4,649,547	4,733,606	7,680,801

防衛施設周辺の生活環境の設備等に関する法律に基づく事業等

(単位：千円)

区分	事業名	令和3年度
		当初予算額
3条（防衛施設周辺防音事業補助金）		250,762
3条（防衛施設周辺防音事業補助金）	1 美原小学校校舎併行防音事業	27,725
	2 学校施設保全更新事業（小学校）	71,999
	3 学校施設保全更新事業（中学校）	7,738
	4 島袋幼稚園園舎併行防音事業	32,787
	5 美東幼稚園園舎併行防音事業	110,513
8条（民生安定施設の助成）		43,949
8条（民生安定施設の助成）	1 市北部地区公園整備事業	25,083
	2 消防車両購入事業	18,866
9条（特定防衛施設周辺整備調整交付金）		612,000
9条（特定防衛施設周辺整備調整交付金）	1 保安灯設置事業	35,614
	2 こども医療費助成事業	108,717
	3 公園整備事業	142,780
	4 道路整備事業	72,736
	5 市北部地区道路整備事業	9,564
	6 消防車両購入事業	60,368
	7 美原小学校校舎新增改築事業	29,886
	8 越来小学校校舎新增改築事業	44,387
	9 美東中学校校舎新增改築事業	33,520
	10 調理場備品購入事業	74,428
再編交付金		107,456
再編交付金	1 沖縄市再編交付金事業基金（基金積立金）	107,456
	再編推進事業補助金	2,215,759
再編推進事業補助金	1 沖縄アリーナ推進事業	2,215,759
	合 計	3,229,926

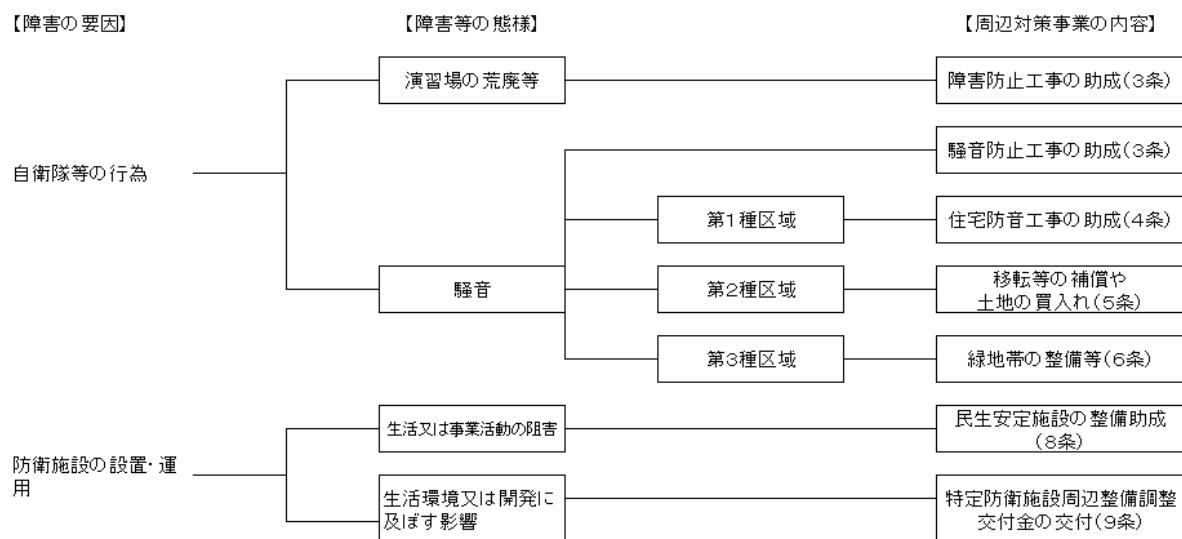
令和元年度 周辺対策事業の実施状況

(1) 周辺対策事業とは？

自衛隊と在日米軍は、協力して日本の防衛のための役割を果たしています。この自衛隊と在日米軍が使用する飛行場、演習場などの防衛施設は、日本の平和を守る基盤となるものです。防衛施設を安定的に使用していくためには、周辺地域の方々の理解と協力が必要となります。

このため、防衛省では「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、防衛施設と周辺地域の調和を図るための「周辺対策事業」を行っています。

<参考 周辺対策事業の概要フロー図>



(2) 特定防衛施設周辺整備調整交付金(9条)による主な事業

沖縄市胡屋あけぼの保育所遊具購入



写真：園庭遊具

<目的>

老朽化した遊具を更新することで、安全性を確保し、幼児が安心して遊べる環境を整備する。

<購入内容（導入施設）>

園庭遊具一式（沖縄市胡屋あけぼの保育所）

沖縄市民会館大ホール幕購入



写真：引割幕



写真：ホリゾント幕

<目的>

老朽化した大ホール幕を更新することで、安心安全な施設管理を行い、市民サービスの向上に繋げる。

<購入内容（導入施設）>

絞り綾帳・暗転幕・袖幕・引割幕・大黒幕・ホリゾント幕・カスミ幕 各一式（沖縄市民会館大ホール）

沖縄市立コザ小学校ほか3校物品購入



写真：コンピュータ



写真：サーバー機器

<目的>

老朽化した教育用コンピュータの更新を行うことで、児童の情報活用能力の育成を図る授業を、円滑に実施できる環境を整備する。

<購入内容（導入施設）>

コンピュータ 154 台・サーバー機器 一式(コザ小学校・宮里小学校・北美小学校・美東小学校)

沖縄市立安慶田幼稚園園庭整備工事



写真：園庭



写真：駐車場

<目的>

老朽化した園舎の全面改築による配置計画に伴い、取り壊すこととなった園庭等を整備することで、教育環境の向上を図り、園児の屋外における活動等を円滑に実施できる環境を整える。

<整備内容（場所）>

園庭整備等（安慶田幼稚園）

沖縄市立室川小学校屋外運動場等整備工事



写真：グランド



写真：体育器具庫・屋外便所

<目的>

水はけが悪く緑地化が進行し、体育の授業に支障をきたしている屋外運動場や、老朽化した屋外トイレなどを整備するとともに、新たに体育器具庫を設けることで、教育環境の向上を図り、児童の屋外における体育や学校行事等を円滑に実施できる環境を整える。

<整備内容（場所）>

グランド等整備・体育器具庫・屋外便所・飼育小屋（室川小学校）

沖縄市立美東中学校部室倉庫・体育器具庫・屋外便所整備工事



写真：部室倉庫・屋外便所



写真：体育器具庫

<目的>

老朽化した校舎の全面改築による配置計画に伴い、取り壊すこととなった部室倉庫・屋外便所・体育器具庫を整備することで、教育環境の向上を図り、生徒の部活動や屋外における体育及び学校行事等を円滑に実施できる環境を整える。

<整備内容（場所）>

部室倉庫・屋外便所・体育器具庫（美東中学校）

美里第五公園整備工事



写真：美里第五公園

<目的>

公園整備を行うことで、地域の催し事や交流の場として活用できる環境を整備し、生活環境の充実を図る。

<整備内容（場所）>

公園整備(美里仲原町)

市道越來八重島線ほか9件整備工事



写真：市道越來八重島線(施工前)



写真：市道越来八重島線(施工後)



写真：市道越来小学校北側線(施工前)



写真：市道越来小学校北側線(施工後)



写真：市道美里高校北側線(施工前)



写真：市道美里高校北側線(施工後)

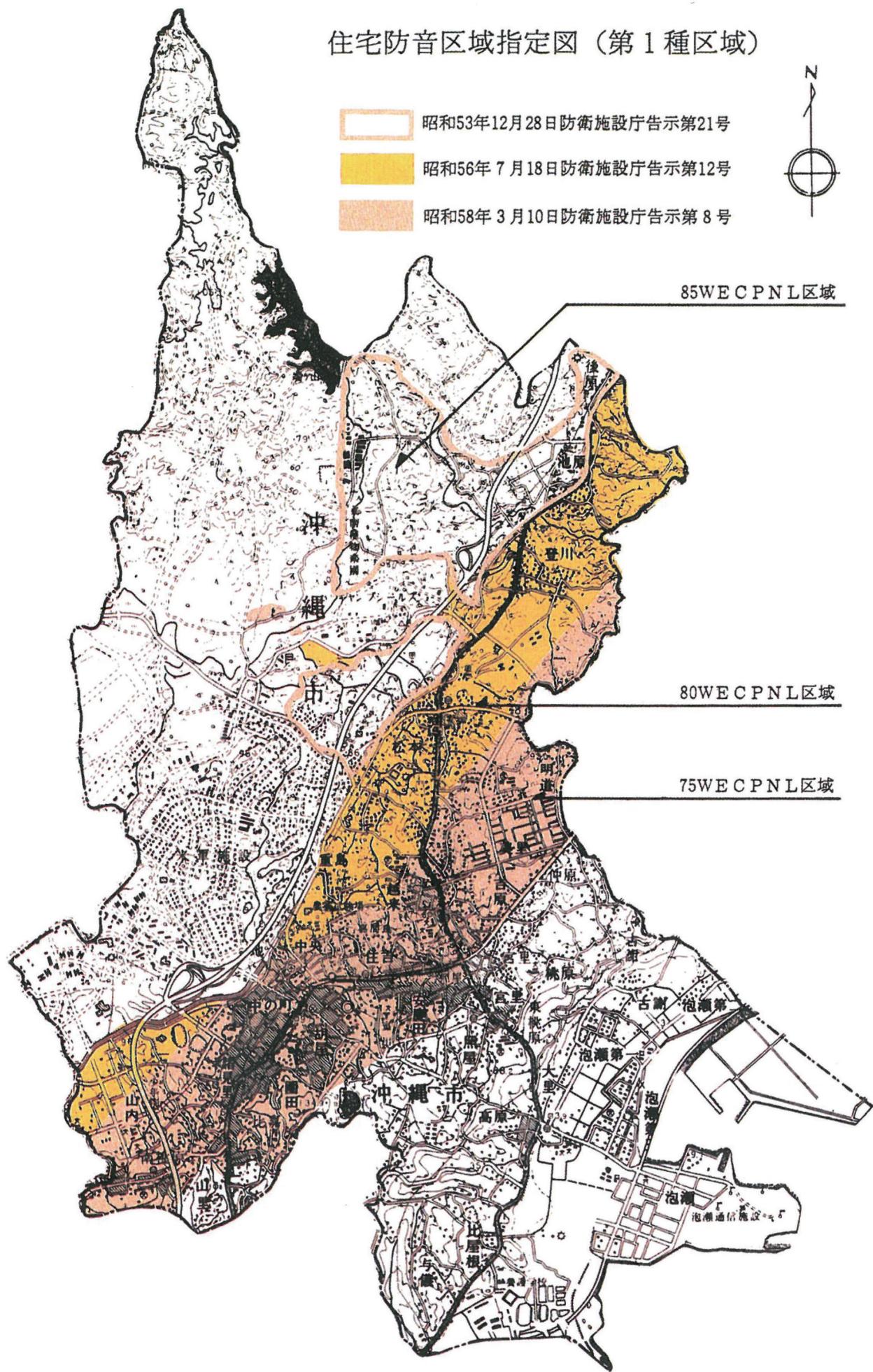
<目的>

歩道が整備されていない生活道路や通学路の道路端部をカラー舗装により歩行部分を明確化することで、地域住民及び児童生徒が安全に利用できる環境を整備する。

<整備内容（場所）>

舗装工、区画線工(八重島・松本・美原・美里・越來・照屋)

住宅防音区域指定図（第1種区域）



嘉手納基地を離発着する航空機



F-15C/D イーグル



KC-135 ストラトタンカー



E-3 セントリー



HH-60 ペーブ・ホーク



MC-130



P-3C オライオン



P-8A ポセイドン



RC-135



F-35 ライトニングII



F-22 ラプター



F-16 ファイティングファルコン



C-17 グローブマスター



F/A-18 ホーネット



AV-8B ハリアーII



MV-22 オスプレイ



基地苦情受付電話

【電話番号】 **098-939-2600**

【職員対応時間】 (平日) 午前8時30分～午後5時15分

【留守番電話】 (平日) 午後5時15分～翌朝8時30分

【対応時間】 (休日) 土曜、日曜、祝祭日

※勤務時間内については職員が対応させて頂きます。航空機の騒音に関する苦情内容につきましては、日時、飛行場所、航空機の種類、うるささ等を具体的にお知らせください。